

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（アンカーワイヤ）
発生日時	令和元年10月3日 19時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島南西方沖 枝越港新北防波堤灯台から真方位306° 220m付近 （概位 北緯34° 12.4′ 東経133° 04.2′）
事故の概要	漁船光栄丸は、西進中、アンカーワイヤに衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 光栄丸、4.14トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 4 4 1 5 2（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 オーニング支柱に折損 アンカーワイヤ なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、あなご籠網漁を行う目的で、造船所の棧橋に係留中の船舶に接近して西進中、同船の係船用のアンカーワイヤに衝突した。 船長は、同船に係船用のアンカーワイヤが張られていることを知らなかった。
分析	本船は、西進中、船長が、造船所に係船中の船舶にアンカーワイヤが張られていることを知らず、同船に接近して航行したことから、同船のアンカーワイヤに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が西進中、船長が、造船所に係船中の船舶にアンカーワイヤが張られていることを知らず、同船に接近して航行したため、同船のアンカーワイヤに衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 造船所に係船中の船舶は、係船索等が周囲に多数張り出されて係船されることがあるので、接近し過ぎないこと。 ・ 係船用アンカーワイヤは、夜間、航行船が視認できるよう照射するなどの措置を取ることが望ましい。